

# 屋外広告物の 景観改善取組み事例を募集します

福井県では、平成28年に福井県屋外広告物条例を改正し、屋外広告物の大きさや設置場所などの設置基準を見直しました。

この条例改正により、新たな基準に適合しなくなった広告物等について、早期に撤去または改修を行うなど、良好な景観の創出に寄与した取組みを募集します。

## 1 応募方法等

<b>対象者</b>	福井県内に設置された屋外広告物の所有者 (※個人、法人および団体等。ただし、屋外広告業者を除く。)
<b>対象となる 取組み</b>	令和2年9月から令和3年9月末までに、 ① 既存の広告物を撤去または改修するなどし、良好な景観の創出に寄与した取組み ② 既存店等と異なる広告物を設置するなど、景観に配慮した取組み ※ただし、改修後の広告物が福井県屋外広告物条例に適合しないものや、施工者が屋外 広告業の登録を受けていないものを除きます。 <b>【取組み例】</b> ・屋上広告を設置せず、壁面広告のみに改善 ・コーポレートカラーを落ち着いた色に改善 ・複数の広告板を1つの広告板に集約 ・多店舗の広告板の高さを一斉改善 ・商店街や通りで統一的に広告物を改善
<b>応募期間</b>	令和3年6月7日(月)～令和3年10月8日(金) ※当日消印有効
<b>応募方法</b>	自薦、他薦を問わず、どなたでも応募できます。応募用紙を記入し、カラー写真を貼付 のうえ下記応募先まで提出してください。福井県土木部都市計画課のホームページから 応募用紙をダウンロードし、電子メールで応募することも可能です。  (写真)：撤去または改修した広告物につきそれぞれ2枚以内。 ①改善前の広告物全体を写した近景 ②改善前の広告物と周辺状況が分かる遠景 ③改善後の広告物全体を写した近景 ④改善後の広告物と周辺状況が分かる遠景 ⑤照明効果や特徴をアピールするもの

※応募書類の権利は福井県に帰属することとし、応募書類は原則として返却しません。

- 2 その他** ・応募いただいた取組み事例については、選考の上、当該広告物の所有者に景観改善  
協力感謝状を贈呈します。また、景観改善の模範として、パネル展や県のホームペ  
ージでの掲出など、広報に活用させていただきます。

## 3 応募先(お問合せ先)

福井県土木部都市計画課 都市公園・環境グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL:0776-20-0497 FAX:0776-20-0693 E-mail:tokei@pref.fukui.lg.jp